

若狭町観光パンフレット・ポスター作成業務 仕様書

1 業務名

若狭町観光パンフレット・ポスター作成業務

2 目的

令和6年春に迫った北陸新幹線敦賀開業を観光需要拡大の絶好の機会ととらえ、当町の魅力を充分かつ積極的にアピールし、観光誘客につなげるため現代のニーズに応えた、分かりやすく親しみやすい機能的な観光パンフレット・ポスターを新たに作成することを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和5年10月23日（月）まで

4 業務内容等

- (1) 若狭町観光パンフレット・ポスターに係る企画、アイデア、対象の取材等
- (2) 若狭町観光パンフレット・ポスターのデザイン、レイアウト、文案作成、必要な画像の撮影（写真は、若狭町観光商工課提供の素材を効果的に用いること）
- (3) 若狭町観光パンフレット・ポスターの電子データの作成及び納品
- (4) 若狭町観光パンフレット・ポスターの印刷及び納品
- (5) その他、パンフレット・ポスターの制作に必要な事項
- (6) (1) から (5) に掲げるもののほか、本業務に関する提案

5 パンフレット作成業務

(1) 掲載項目

以下の項目については必ず掲載することとし、「見たい、食べたい、泊まりたい、体験したい」など、実際に訪れたい要素を盛り込む。その他は上記2の目的に沿った提案によるものとする。情報を容易に取得できるようにQRコード等の掲載を工夫する。

- (ア) 豊富な観光資源（歴史、文化、自然、食、特産品、宿泊）
- (イ) イベント情報（ツアーマーチ、マルシェ等）
- (ウ) アクティビティ情報（カヤック、SUP、自転車、トレッキング等）
- (エ) 位置や距離、アクセス（交通案内）が分かりやすい地図

※三大都市圏からのアクセス（飛行機、高速バス、電車、自動車）所要時間

(2) 仕様

- (ア) 規格 サイズ縦297mm×横210mm以内
- (イ) 数量 20,000部 (100部を1梱包とし納品すること。)
- (ウ) その他 サイズ、ページ数、製本方法、紙質は、ターゲットに対してより訴求効果があるものを提案すること。

(3) 電子データの作成

受託者は、以下のデータを作成し、電子媒体で納品すること。

- (ア) 再編集可能なデータ (AI)
- (イ) PDFデータ

6 ポスター作成業務

(1) 内容

若狭町の四季をテーマとしたポスター及び通年使用できるポスターを計5種作成する。それぞれの季節ごとにデザインを作成するが、各デザインは統一感があるものとする。

(2) 掲載項目

以下の項目については必ず掲載することとし、その他は上記2の目的に沿った提案によるものとする。

- (ア) 若狭町マーク
- (イ) 若狭町の位置を示す地図
- (ウ) 若狭町観光商工課 電話0770-45-9111
- (エ) (一社) 若狭三方五湖観光協会 電話0770-45-0113
- (オ) (一社) 若狭三方五湖観光協会ホームページQRコード

(3) 仕様

- (ア) 大きさ A1版
- (イ) デザイン 5デザイン (通年・春・夏・秋・冬)
- (ウ) 紙質 紙質及び厚さは企画提案による。
- (エ) 色数 片面4色カラー
- (オ) 数量 500部 (100部×5種)
- (カ) その他 納品は100部を1梱包とする。

(4) 電子データの作成

受託者は、以下のデータを作成し、電子媒体で納品すること。

(ア) 再編集可能なデータ (AI)

(イ) JPEGデータ

(ウ) PDFデータ

7 予算

総額2,640,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

提案書提出時には、積算内訳を記した提案見積書を提出するものとする。

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すものである。

8 成果品・納品物等

(1) 納品期日 令和5年10月23日(月)

(2) 納品場所 若狭町観光商工課

(3) 納品するもの

ア バンフレット 20,000部

イ ポスター 500部

ウ 電子媒体 (CD-ROM、USB等) 一式

9 検査・完了

受託者は作業工程ごとに必要に応じて監督職員の検査を受け、全作業完了後、完了届とともに成果品を町に提出し、町の検査に合格した後に完了とする。

10 成果品の瑕疵

受託者は成果品の引渡し後といえども、受託者の瑕疵による不良箇所が発見された場合は、町の必要と認める訂正の処置を受託者の負担で行うものとする。

11 成果品の帰属

本業務により、作成した成果品等の著作権は、すべて町に帰属する。受託者は町の承諾書を得ないで成果品等の複製及び他に貸与してはならない。

12 著作権等

(1) 受託者は、納品した成果品について、委託者が自由に使用できるよう、著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第20条に規定する著作権者の権利を行使しないこと。

(2) 委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合にお

いても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。

- (3) 当成果品に関して、受託者が著作権法第21条から第28条に規定する権利は、納品とともに無償で委託者に譲渡するものとする。
- (4) 受託者は、委託者に無償譲渡する前項の著作権法上の権利を、委託者以外の第三者に譲渡しないこと。
- (5) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (6) 写真に関しては、独自に手配したのもも使用可能とする。なお、独自に手配した写真については、著作権・肖像権等について考慮すること。
- (7) 受託者は、業務内容及びその成果を委託者の承認を得ずに第三者に知らせてはならない。

1.3 個人情報の保護

受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取り扱いに係る特記事項」を守らなければならない。

1.4 その他

- (1) 仕様書にない事項、その他疑義が生じた場合には、その都度協議することとする。
- (2) 観光施設等に対する取材の協力依頼及び調整については、原則受託者が行うこと。
- (3) カラーユニバーサルデザイン及びメディア・ユニバーサルデザインに配慮した色彩及びフォントを用いること。

1.5 問合せ先

〒919-1393 福井県三方上中郡若狭町中央1-1

若狭町観光商工課

担当：今井里美

TEL：0770-45-1111（直通）FAX：0770-45-9111

E-mail：imai-sa@town.fukui-wakasa.lg.jp

(別記)

個人情報の取り扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(機密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(第三者への委託等の禁止)

第6 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らがを行い、第三者に委託し、又は請け負わせてならない。

(第三者への委託等の準用)

第7 この特記事項は、受注者が、発注者の承諾に基づき、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせるときに準用する。

(業務従事者への周知)

第8 受注者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第9 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第10 受注者は、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後直ちに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(資料等の廃棄)

第11 受注者は、この契約による業務を処理するために、受注者自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後速やかに廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第12 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第13 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(指示)

第14 発注者は、受注者が契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。